



# The 34th ordinary general meeting of shareholders

第34回定時株主総会招集ご通知 2021.11.25(Thu.)

**JINS**  
HOLDINGS

株式会社ジーンズホールディングス  
証券コード 3046

# Magnify Life

いつもと世界が違って見える。

JINS は、そんなきっかけを人々に提供したいと願う。

人々の生き方そのものを豊かに広げ、

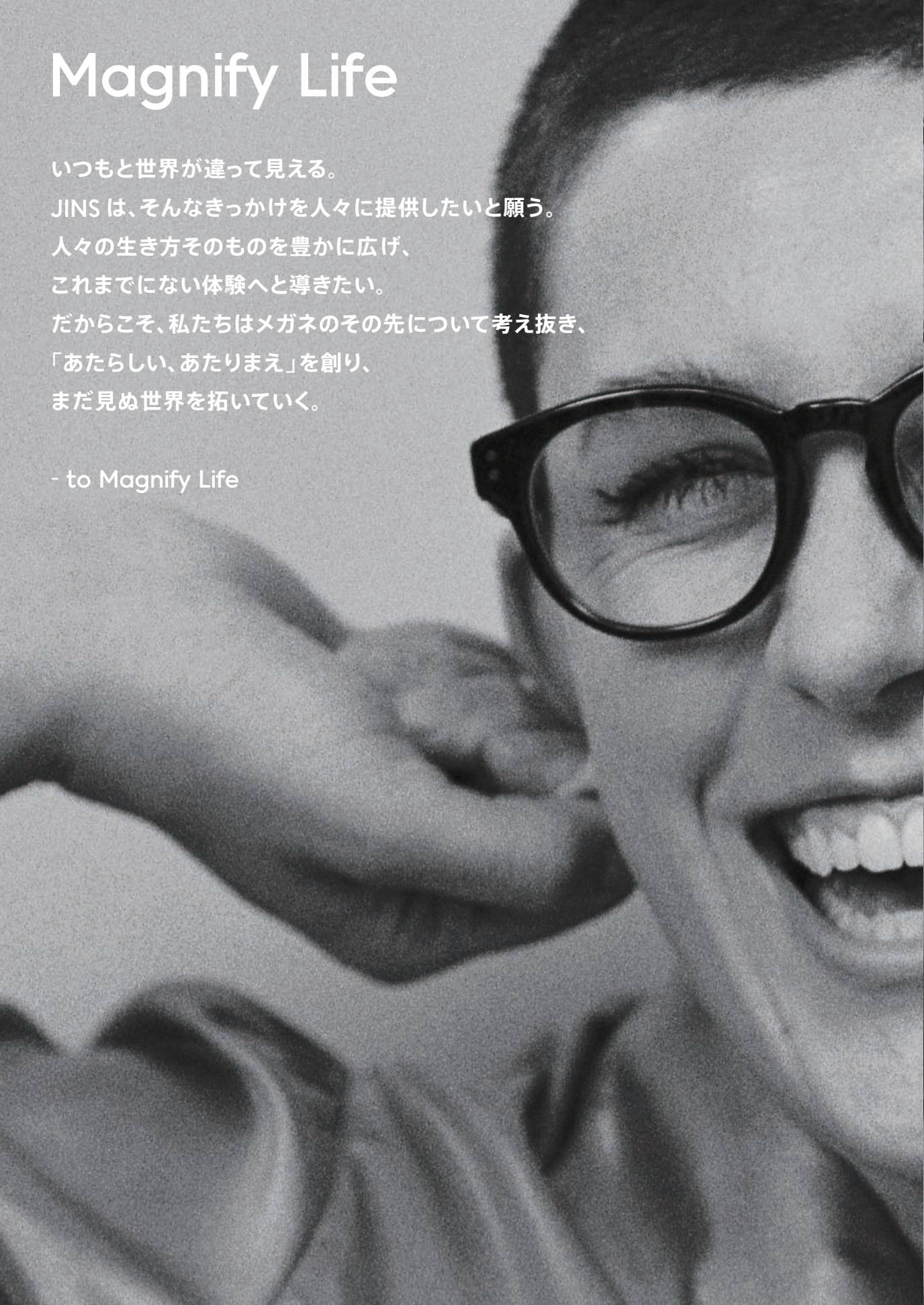
これまでにない体験へと導きたい。

だからこそ、私たちはメガネのその先について考え抜き、

「あたらしい、あたりまえ」を創り、

まだ見ぬ世界を拓いていく。

- to Magnify Life





## 第34回 定時株主総会招集ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を以下の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使いただけます。後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年11月24日(水)午後6時30分までに「事前議決権行使のご案内」(3ページ)に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

日 時	2021年11月25日(木曜日) 午前10時(受付開始午前9時)	
場 所	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム 29階	
目的事項	<b>報告事項</b>	1. 第34期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第34期(2020年9月1日から2021年8月31日まで)計算書類報告の件
	<b>決議事項</b>	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役2名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 取締役の報酬等の額の改定の件 第5号議案 監査役の報酬等の額の改定の件

- ・第34回定時株主総会におきましては、株主の皆さまへのお土産をご用意しておりません。あらかじめご了承いただけますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ・第34回定時株主総会招集ご通知提供書面のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://jinsholdings.com/jp/ja/>)に掲載しておりますので、本招集通知提供書面には記載しておりません。
- ・当社ウェブサイト：<https://jinsholdings.com/jp/ja/>

## 事前議決権行使のご案内

株主総会参考書類（11～17 ページ）をご検討の上、議決権の行使をお願い申し上げます。  
事前の議決権行使には以下の2つの方法がございます。



### TYPE A

#### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返信ください。

**行使期限 2021年11月24日(水)午後6時30分**



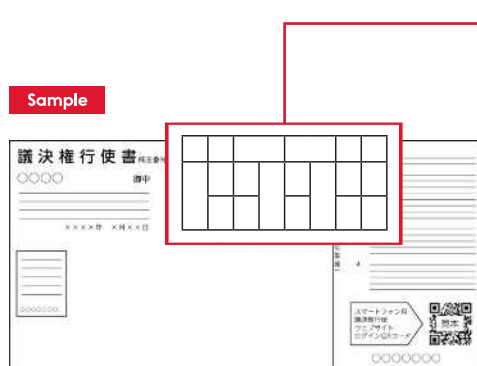
### TYPE B

#### インターネットによる議決権行使

- 1 QRコードを読み取る方法（スマート行使）または
  - 2 ID/パスワード入力による方法
- ※詳しくは次ページをご覧ください。

**行使期限 2021年11月24日(水)午後6時30分**

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>第1号議案</b></p> <p><b>第4号議案</b></p> <p><b>第5号議案</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賛成の場合 → 「賛」の欄に○印</li> <li>・否認する場合 → 「否」の欄に○印</li> </ul> |
|---|---|

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>第2号議案</b></p> <p><b>第3号議案</b></p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印</li> <li>・全員否認する場合 → 「否」の欄に○印</li> <li>・一部の候補者 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください</li> </ul> |
|---|--|

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

### 方法 (1)

#### QRコードを読み取る方法 (スマート行使)

1. 同封の議決権行使書用紙右下に記載の QR コード ㊟ をスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。  
(ID・パスワードのご入力は不要です)
2. 「スマート行使」による議決権行使は 1 回限りです。  
修正したい場合は、下記「ID・パスワード入力による方法」をご利用ください。



### 方法 (2)

#### ID・パスワード入力による方法

1. 「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2. パスワード (株主様に変更されたものを含みます) は今回の総会のみ有効です。

#### 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- ・インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

#### その他

- ・インターネットに関する費用 (プロバイダー接続料金、通信料等) は、株主様のご負担となります。
- ・書面又は電磁的方法により事前に議決権を行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意願います。

お問い合わせ

みずほ信託銀行証券代行部インターネットヘルプダイヤル  
**TEL 0120-768-524 (フリーダイヤル)**  
受付時間：午前 9 時～午後 9 時 (土・日・祝日を除く)



**TOPICS**

## 📣 JINSの34期トピックス

2021.03

「JINS ゆめタウン佐賀店」に出店し、全国47都道府県への出店を達成



2021.03

『シン・エヴァンゲリオン劇場版』公開を記念し、「JINS × EVANGELION」コラボ第3弾を発売



2021.04

地域コミュニティのハブとなることを目指した新施設「JINS PARK (ジンス パーク)」を群馬県前橋市にオープン



# JINS PARK





2021.04

“EVERYDAY EYE WEAR” をコンセプトに、新サングラスブランド「JINS&SUN」を立ち上げ



2021.07

アウトドアブランド「Snow Peak」と初コラボレーション。  
親子のアウトドアアクティビティをサポートするサングラスを発売

## JINS のサステナビリティ



アイウエアを通して、  
未来の景色を変えていく。

気候変動などの環境問題やダイバーシティ・インクルージョン、ヘルスケアなど、社会を取り巻くさまざまな課題に対し、JINSは34期にサステナビリティ共通ビジョン「アイウエアを通して、未来の景色を変えていく。」を掲げ、中心事業であるアイウエアを起点としたプロダクトやサービスを通じた課題解決への取り組みを本格化しました。

また、このビジョンのもとでサステナビリティを確実に実現させるため、2050年と2030年をマイルストーンにした目標を設定しました。

## 2050年目標

### <環境>

2050年の社会：地球 / 自然と共生する循環型社会

**循環をつくれ。未来、消費をなくせ。**

### <社会>

2050年の社会：人々が長く幸せな人生を過ごせる社会

**近視をなくす。目を通じた、幸福の追求を。**

2050年の社会：多様な人々が公平に働ける社会

**企業。地域。地球。一人ひとり異なる個性が、それぞれに輝く場所であれ。**

### <ガバナンス>

2050年のJINS：次の50年も成長し続ける強い組織

**善人を生む組織であれ。**

# 2030 年目標



## 気候変動への配慮

- ・温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出の 30% 削減（2019 年比 / SCOPE1+2）
- ・国内店舗の約半数の再生可能エネルギー率 100%



## 自然資源の循環

- ・販売アイウェアの 50% をサステナブル素材に
- ・デモレンズのリサイクル率 100% ※
- ・廃棄物の削減
  - 本社の廃棄物 30% 削減（2018 年比）
  - 1 店舗あたりの運営廃棄物 30% 削減（2021 年比）
  - 店舗改装に伴う什器等の再利用率 30%（2021 年比）
  - 廃棄商品の削減と再利用化サイクル構築
  - 製品ライフサイクルの最大化



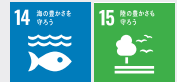
## サプライチェーンの環境マネジメント

- ・水資源の使用状況把握と目標設定（～ 2025）
- ・有害化学物質と汚水管理の法令遵守率 100%
- ・サプライチェーンのトレーサビリティ体制構築



## 生物多様性の推進

- ・新規路面店の環境共生型店舗比率 100%



※デモレンズとは、フレームの型崩れなどを防ぐために販売前のメガネに取り付けられているプラスチック製のレンズのことです。



## 近視進行を予防する技術 / 商品 / サービス開発

- ・眼科と連携する店舗率 100%
- ・バイオレットグラスの開発 / 普及による近視拡大への歯止め



## 社会のダイバーシティ推進

- ・男女間における商品選択肢の差の解消



## 新しい価値を提供するアイウェアと周辺事業開発

- ・心と身体の状態を可視化し整えるアイウェアの普及
- ・新しい価値提供をするアイウェア開発



## 目の健康の啓発や優れた見る体験の提供

- ・見る育やアート支援など、人々の見る目を養うプログラム活動



## 地域と共生する店舗実現

- ・地域と共生するサービスを提供する次世代型店舗の推進



## S 多彩な人々が公平に働ける社会

### 従業員のダイバーシティ

- 女性管理職比率 30%
- 国内の外国籍比率 10%
- PRIDE 指標ゴールド取得
- (男女含めて) 育児休暇取得率 100%
- 障害者雇用率を法定の 150% に



### 労働安全衛生と幸せな働き方

- 国内グループ内の重大事故ゼロ
- 他社/他国を牽引する、先進的な勤務体系
- 定年撤廃 (※役職定年はあり)



### 人材資源開発

- 生産性とエンゲージメントの高い従業員比率 25%、eNPS-30
- 従業員一人ひとりによる社会貢献の支援制度化
- 社会に貢献する社内ベンチャーの育成



### サプライチェーンの人権/労働マネジメントの徹底

- サプライチェーンでの重大事故ゼロ
- サプライチェーンの継続的なモニタリングと不当労働や事故の徹底排除



## G 次の50年も成長し続ける強い組織

### 健全なガバナンス体制

- 各種ガイドラインへの先駆的な対応体制
- 多様性の確保された取締役会
- 取締役数 8 名以上
- 女性取締役の起用 (最低 2 名以上)
- 独立社外取締役の増員 (半数以上)
- 外国籍の取締役の起用
- 重大なインシデント (コンプラ違反など) ゼロ
- 徹底的なリスクマネジメントがなされた状態





株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、中長期的な株主価値の増大を最重要課題と認識し、将来の事業展開に備えた適切な内部留保の充実と、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を実現していくことを基本方針とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施しております。第34期の期末配当につきましては、当期の業績を踏まえ1株当たり20円といたしたいと存じます。

なお、詳細につきましては、次のとおりであります。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は466,804,320円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年11月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役2名選任の件

当社の経営体制の強化のため、取締役を増員することといたし、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号1 新任

たなか りょう  
**田中 亮**

生年月日  
1985年8月6日

所有する当社の株式数  
200,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2008年4月 株式会社みずほ銀行入行
- 2011年3月 株式会社フィールグッド入社
- 2012年9月 同社事業部長に就任
- 2017年4月 当社入社
- 2017年9月 当社ブランドマネジメント室事業統括リーダーに就任
- 2020年12月 当社執行役員（国内アイウェア事業所管）に就任（現任）

取締役候補者とする理由

田中氏は、当社子会社（服飾雑貨事業）の事業部長を務めた後、当社の執行役員に就任し、ブランディング戦略、サステナビリティ施策の責任者としてリーダーシップを発揮しております。同氏の経験・能力は当社取締役会の意思決定及び監督機能の向上に寄与すると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）取締役候補者田中亮氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



候補者番号2 新任 社外 独立

はやし ちあき  
**林 千晶**

生年月日  
1971年8月8日

所有する当社の株式数  
一株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1994年4月 花王株式会社入社
- 1999年6月 共同通信 ニューヨーク支局に入社
- 2000年2月 株式会社ロフトワーク設立 代表取締役に就任
- 2012年4月 MITメディアラボ 所長補佐に就任
- 2014年4月 株式会社飛驒の森でクマは踊る 代表取締役に就任
- 2019年4月 株式会社飛驒の森でクマは踊る 会長に就任（現任）
- 2020年3月 ビジョン株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2020年10月 弥生株式会社 社外取締役に就任（現任）
- 2021年2月 株式会社ロフトワーク 取締役会長に就任（現任）

社外取締役候補者とする理由及び期待する役割

林千晶氏は、WEBサービス開発、コンテンツ企画等を提供する株式会社ロフトワークを創業し、様々なプロジェクトマネジメントを手掛けた経験を有し、また株式会社飛驒の森でクマは踊るを設立し、岐阜県飛驒市の森林資源を活用した地域経済循環に取り組んでおられます。これらの豊富な見識と経験を活かし、当社の事業及びサステナビリティ施策に対する適切な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者とするものです。

- （注1）取締役候補者林千晶氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- （注2）林千晶氏は、社外取締役候補者であります。
- （注3）本議案をご承認いただいた場合、当社は、林千晶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
- （注4）本議案をご承認いただいた場合、当社は、林千晶氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度としております。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役大井哲也氏と太田諭哉氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



候補者番号1 再任 社外 独立

おおい てつや  
**大井 哲也**

生年月日

1972年1月5日

所有する当社の株式数  
一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 2001年10月 弁護士登録 TMI総合法律事務所入所
- 2007年8月 カールスミス・ポール法律事務所（米国）研修
- 2011年1月 TMI総合法律事務所パートナーに就任（現任）
- 2013年11月 当社社外監査役に就任（現任）
- 2014年7月 株式会社マーケットエンタープライズ社外監査役に就任（現任）
- 2016年5月 株式会社トウエンティフォーセブン社外監査役に就任
- 2016年9月 テックファームホールディングス株式会社取締役（監査等委員）に就任（現任）
- 2019年12月 TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社代表取締役就任（現任）

社外監査役候補者とする理由

大井哲也氏は、弁護士資格を保有しており、法曹として豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。



候補者番号2 再任 社外 独立

おおた つぐや  
**太田 諭哉**

生年月日

1975年12月16日

所有する当社の株式数  
200株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1998年4月 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）入行
- 2001年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2005年2月 有限会社スパイラル・アンド・カンパニー（現 株式会社スパイラル・アンド・カンパニー）代表取締役社長に就任（現任）
- 2005年3月 公認会計士登録  
太田諭哉公認会計士事務所 開業
- 2006年3月 税理士登録
- 2006年6月 税理士法人スパイラル代表社員に就任（現任）
- 2006年8月 株式会社シャノン 社外監査役に就任
- 2015年10月 株式会社Eストアー監査役に就任
- 2015年10月 ナレッジスイート株式会社 社外監査役に就任
- 2017年11月 当社社外監査役に就任（現任）

社外監査役候補者とする理由

太田諭哉氏は、公認会計士資格及び税理士資格を保有しており、その専門的な見地から当社経営に対し監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。



- (注1) 監査役候補者太田諭哉氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 当社は、監査役候補者大井哲也氏が所属する、TMI総合法律事務所との間で法務顧問契約を締結しております。当社が当該顧問契約に基づきTMI総合法律事務所に当期中に支払った報酬は、当期の販売管理費合計額の1.0%未満であります。
- (注3) 大井哲也氏と太田諭哉氏は、社外監査役候補者であります。
- (注4) 当社は、大井哲也氏と太田諭哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注5) 大井哲也氏は、2013年11月から当社社外監査役に就任しており、その就任期間は、本総会の終結の時をもって8年であります。
- (注6) 太田諭哉氏は、2017年11月から当社社外監査役に就任しており、その就任期間は、本総会の終結の時をもって4年であります。
- (注7) 大井哲也氏と太田諭哉氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は社外監査役として期待される役割を十分発揮できるように、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める額とする責任限定契約を締結しております。本議案が原案通り承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

(ご参考) 当社役員のスキルマトリクス (本総会議案承認後)

	氏名	属性		当社が特に期待する知見・経験						
		社内・社外	独立性 (社外のみ)	企業経営・ 経営戦略	ESG・サス テナビリティ	ブランド戦 略・マーケ ティング	R&D・イノ ベーション	財務・ ファイナンス	法務・ コンプラ イアンス	グローバル
取締役	田中 仁	社内	—	●	●	●	●			●
	中村 豊	社内	—	●				●	●	
	古谷 昇	社外	●	●		●				●
	國領 二郎	社外	●	●			●			●
	林 千晶	社外	●	●	●	●				●
	田中 亮	社内	—	●	●	●				
監査役	有村 正俊	社外	—					●	●	
	大井 哲也	社外	●						●	●
	太田 諭哉	社外	●	●				●		

## 第4号議案 取締役の報酬等の額の改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年11月25日開催の当社第18回定時株主総会において、年額200百万円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、前回の報酬限度額改定から15年以上が経過しており、またコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために、第2号議案のご承認が得られますと社外取締役が1名増員されること、また将来的にさらに増員されることへの備えといたしまして、取締役の報酬等の額を年額200百万円以内から年額500百万円以内（うち社外取締役分120百万円）に改定したいと存じます。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

また、当取締役報酬改定につきましては、事業報告に記載しております取締役の報酬の決定方針を踏まえ、コーポレートガバナンスの強化、今後の取締役の役割の拡充、質の確保、員数増強等の観点から相当であると判断しております。

## 第5号議案 監査役の報酬等の額の改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2005年11月25日開催の当社第18回定時株主総会において、年額50百万円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、前回の報酬限度額改定から15年以上が経過し、その間、海外進出や持株会社体制への移行等、当社の事業構造が大きく変化したことにより、取締役の職務執行を監査する監査役の職務内容は拡大しております。また、当社がコーポレート・ガバナンスを強化するにあたり、取締役会における監査役からの適切な意見具申や、監査役による積極かつ能動的な監査機能の発揮等、監査役に求められる役割も、より複雑かつ重要になってきております。こうした状況に鑑み、監査役の報酬等の額を年額50百万円以内から年額300百万円以内に改定したいと存じます。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。

以上



提供書面 | **事業報告** 2021年8月期  
2020年9月1日 - 2021年8月31日

## 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

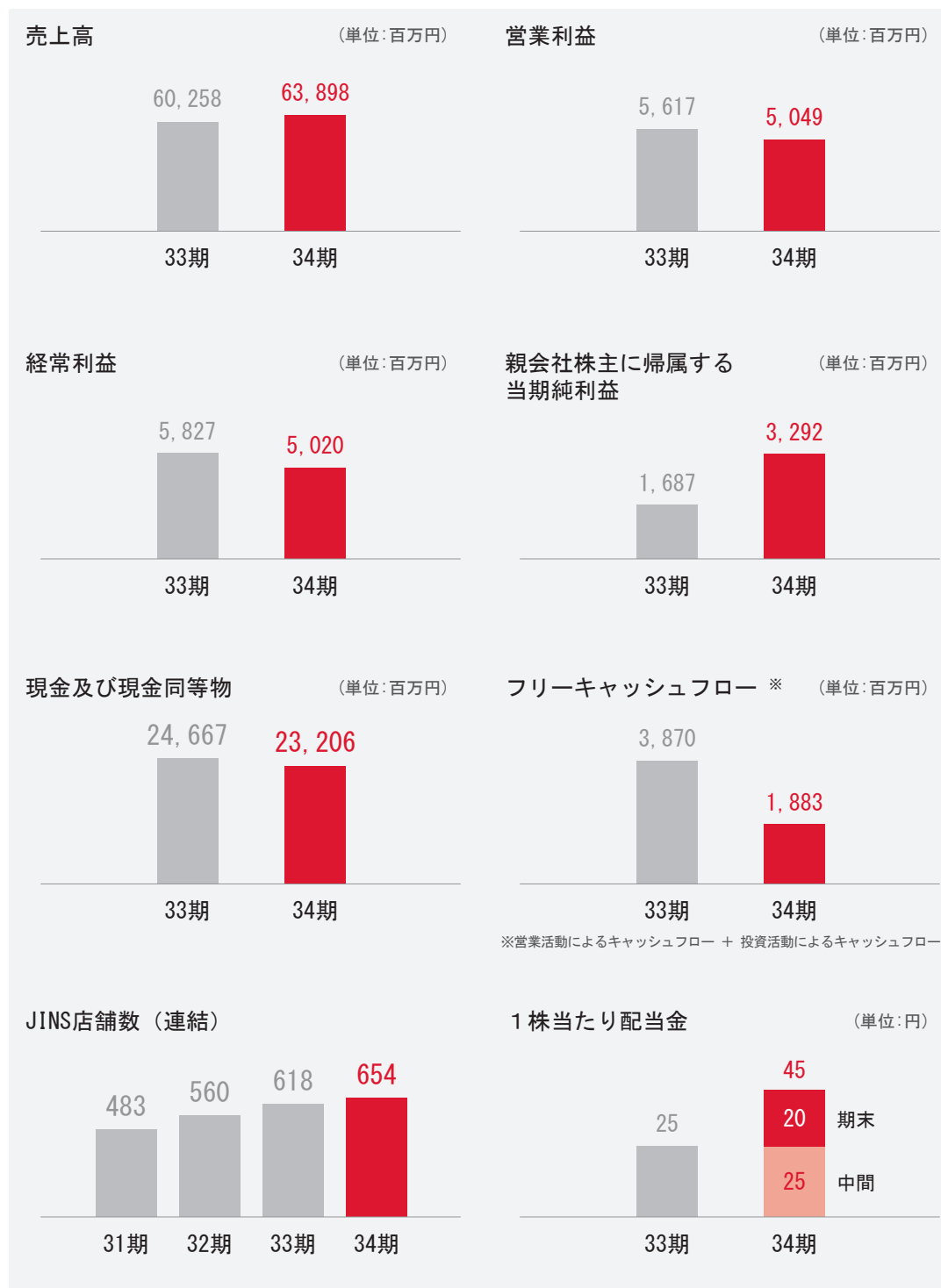
当連結会計年度（2020年9月1日～2021年8月31日）における国内経済は、1月以降、都心部を中心に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等が断続的に発令され、とりわけ4月には対象地域の大型商業施設では営業自粛を要請されるなど、個人消費を中心に経済に大きく影響が出ておりました。世界経済においては、各国において新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種が進められており、国、地域によって経済の回復状況は異なっているものの、景気の回復傾向が見受けられます。一方で、足元では中国政府の投資抑制策による経済への影響が懸念されており、今後の動向を注視しております。

また、国内眼鏡小売市場（視力矯正眼鏡）は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の影響に関して、前年も厳しい営業自粛要請を伴っていたこともあり、前年比では市場規模はほぼ横ばいとなっていますが、前々年の水準には至っていない状況であります。

このような市場環境の中で、当社グループのアイウェア事業では、経営課題として掲げている商品ラインアップの多様化及びデジタルトランスフォーメーションの推進などの取り組みを進めてまいりました。国内アイウェア事業においては、より利便性の高い購買体験の提供を進めている中、度数情報や保証書機能を持ったJINSアプリの会員数が2021年8月末現在で約870万人となりました。また、フランスのデジタルアイウェアカンパニーであるFITTINGBOX社と資本業務提携契約を締結し、同社の保有するバーチャル試着及びAR（拡張現実）ソリューションをはじめとした先進的なデジタル技術を取り入れた購買体験の取り組みを加速しております。店舗開発につきましては、都心でのショッピングを避ける傾向も見受けられることから、主にインパウンド需要の高かった都心の店舗を閉店しつつ、より生活圏に近い立地への出店を進めるなど、新しい生活様式に対応した取り組みを進めてまいりました。商品開発につきましては、「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行抑制メガネ型医療機器開発の共同プロジェクトを進めており、当連結会計年度の研究開発費の総額は373百万円となりました。

店舗展開につきましては、当連結会計年度末におけるアイウェアショップの店舗数は、国内434店舗、海外220店舗（中国170店舗、台湾38店舗、香港6店舗、米国6店舗）の合計654店舗となりました。以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は主に国内アイウェア事業にて前年の全国的な緊急事態宣言発令の影響による営業自粛の反動があったものの、まだ個人消費の回復には至っていないこともあり63,898百万円（前年同期比6.0%増）にとどまりました。営業利益はコンタクトレンズ「JINS 1DAY（ジンズワンデー）」のTVCM等による広告宣伝費の増加等により5,049百万円（前年同期比10.1%減）となりました。経常利益は5,020百万円（前年同期比13.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は子会社の清算に伴う税効果の影響により3,292百万円（前年同期比95.1%増）となりました。

財務ハイライト



## 国内アイウェア事業

2021年8月末時点

### 国内店舗数

 434 店舗

JINS 国内店舗数

 45 店舗

うち国内ロードサイド店舗数

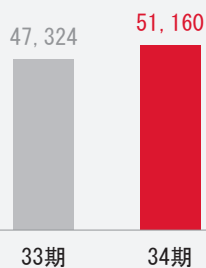
国内アイウェア事業につきましては、TVCM等の広告施策を展開したコンタクトレンズ「JINS 1DAY（ジンズワンデー）」の無料お試しキャンペーンが好評だった他、世界中で愛され続けているキャラクター「ポケットモンスター（ポケモン）」をJINSならではの視点でデザインした「JINS ポケモンモデル」が売上を牽引しました。また、エアフレームの最上級モデル「Ultra Light Airframe」をはじめとした高付加価値商品が好調だったこと等による一式単価の上昇により、引き続き売上高総利益率が改善しました。新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、前年の休業による影響と比べると改善はしているものの、海外渡航者の入国制限が継続していることからインバウンドの売上が大きく減少しました。

また、1月以降、都心部を中心に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等が断続的に発令され、とりわけ4月には対象地域の大型商業施設では営業自粛を要請されるなど、業績に少なからず影響がありました。足元では7月下旬から8月にかけて新型コロナウイルス感染者数が全国的に爆発的に増加し、特に週末の外出を控える傾向が見受けられ、客足に大きな影響がありました。店舗展開につきましては、地域と共生することを目指した新たな出店形態の取り組みとして、ベーカリーカフェを併設した「JINS PARK」を創業の地である群馬県前橋市にオープンしました。なお、国内店舗数は434店舗（出店27店舗、退店8店舗）となりました。

以上の結果、国内アイウェア事業の業績は、売上高51,160百万円（前年同期比8.1%増）、営業利益4,886百万円（前年同期比17.8%減）となりました。

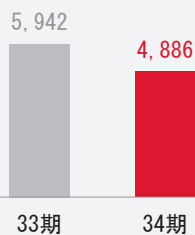
売上高

（単位：百万円）



営業利益

（単位：百万円）



## 海外アイウエア事業

2021年6月末時点

### 海外店舗数



海外アイウエア事業につきましては、中国においては、政府による新型コロナウイルス感染症の対策が功を奏しており、業績は概ね順調に推移しております。

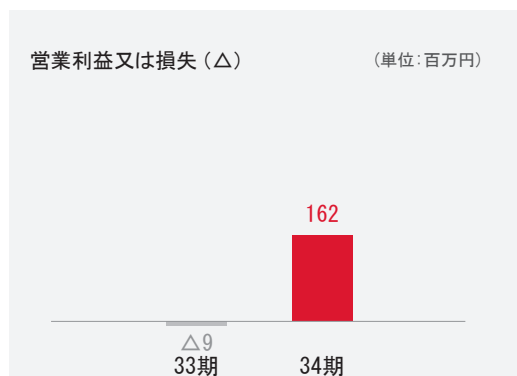
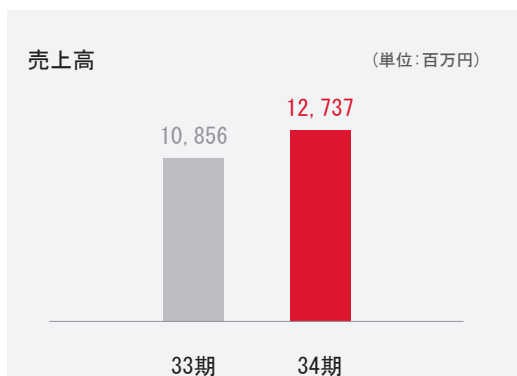
台湾においては、新型コロナウイルス感染症の影響はほとんど見受けられず、業績は順調に推移しておりますが、5月中旬以降、新規感染者の急増に端を発した政府の政策により社会活動の制限がなされ、客足に大きく影響がありました。

香港においては、政情不安によるデモ騒動の影響は沈静化しつつあり、新型コロナウイルス感染症の影響による消費の低迷からも回復基調にあります。業績はこれにより順調に回復しております。

米国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により出店しているカリフォルニア州では経済の停滞が長く続いていました。6月中旬以降、店舗は全店で営業を再開し、徐々に店舗売上は回復してきておりますが、引き続きDXを進め、EC販売に注力しております。

店舗展開につきましては、中国170店舗（出店15店舗、退店7店舗）、台湾38店舗（出店9店舗、退店1店舗）、香港6店舗（出店、退店なし）、米国6店舗（出店1店舗、退店なし）の合計220店舗となりました。

以上の結果、海外アイウエア事業の業績は、売上高12,737百万円（前年同期比17.3%増）、営業利益162百万円（前年同期は営業損失9百万円）となりました。



セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業名/期	第34期 (2021年8月期・当連結会計年度)		
	金額	構成比	前年同期比
国内アイウエア事業	51,160百万円	80.1%	8.1%
海外アイウエア事業	12,737百万円	19.9%	17.3%
合計	63,898百万円	100.0%	6.0%

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 合計の前年同期比増減には雑貨事業から撤退した影響が含まれております。

## (2) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と極度額158億円、120百万円、25百万香港ドル及び13百万台湾ドルの当座貸越契約を締結しております。

また、運転資金及び店舗出店数等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、2017年8月29日付にて取引銀行と80億円のコミットメントライン契約を締結しております。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資等につきましては、店舗の出店及び改装等を行い、敷金及び保証金を含めた設備投資総額は、4,067百万円となっています。事業部門別の内訳は、次のとおりであります。

### 【国内アイウエア事業】

ジンズパークをはじめ、アイウエア専門ショップの新規出店27店舗、改装8店舗による敷金及び保証金等を含め、3,409百万円の投資を実施いたしました。

### 【海外アイウエア事業】

海外におけるアイウエア専門ショップの新規出店25店舗、改装20店舗による敷金及び保証金等を含め、658百万円の投資を実施いたしました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。



## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、2021年7月にFITTINGBOX. S. Aの総議決権数に対し、21.8%の株式を取得したことにより、同社は当社の持分法適用関連会社になりました。





## (8) 対処すべき課題

当社グループの中長期的な経営戦略達成のための優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

### 1. イノベーティブなプロダクト開発の強化

当社グループは、これまで「エアフレーム」や「JINS SCREEN」といったアイウェアに新しい価値をもたらす商品の開発を進めてまいりましたが、競争環境の激しい市場の中ではすぐにコモディティ化してしまい、商品の競争優位性がなくなってしまうことが課題と認識しています。

そういった環境の中でも、独自のテクノロジーによりセンサーで心と体の状態を捉え、連動するアプリで可視化できるアイウェア「JINS MEME」の開発をすすめ、また他にも「近視のない世界の実現」に向けた取り組みの一環として、バイオレットライトを用いた近視進行の抑制を目的としたメガネ型医療機器の開発の共同プロジェクトに着手するなど、お客様との双方向のコミュニケーションを重ねながら、お客様のニーズにマッチした商品を安定的かつ継続的に開発し提供できるよう取り組んでまいります。



### 2. 持続的な店舗展開の推進

当社グループは、国内の店舗展開として、都心部や地方の中核都市及びその近郊、広域型ショッピングセンター、百貨店や駅ビル等を中心に出店を行うとともに、一部郊外ロードサイドの出店を行う等、ロケーションの多様化を推進してまいりましたが、単一フォーマットによる店舗展開を行っていたため、ロケーションに合わせた店舗フォーマットやMD（マーチャンダイジング）の多様化が重要な課題であると認識しております。

そこで、今後の出店戦略をさらに積極的に展開するためにも、ロケーションに沿った店舗フォーマットの構築やMD展開の確立を重点的に行い、新規出店に対する基盤強化を進めてまいります。



### 3. デジタルトランスフォーメーションの推進

当社グループは、かねてよりECサイトでの販売やアプリの活用を進めておりますが、当社グループを取り巻く社会環境においては新型コロナウイルスの影響による外出規制に端を発した新しい生活様式が定着し、ネットショップやデリバリービジネスなど対面を伴わない商取引が拡大しております。

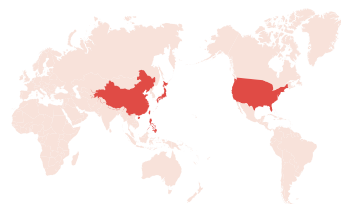
そういった環境の中で、ECサイトでの販売やアプリの活用を推し進めながら、店舗での接客、立ち寄りやすさといった長所も活かし、店舗とネットの相互の利点を組み合わせた取り組みを進めております。また、フランスのデジタルアイウェアカンパニーであるFITTINGBOX社と資本業務提携し、同社の保有するバーチャル試着及びAR（拡張現実）ソリューションをはじめとした先進的なデジタル技術を取り入れ、お客様のニーズに合わせた利便性の高い購買体験を提供してまいります。また、お客様との接点に限らず、本部における商品管理、業績管理等の業務においてもより高度なデジタル化を図り、最適化、効率化を進めることでコスト削減に努めてまいります。



#### 4. グローバル展開の推進

当社グループが、今後とも持続的な成長を成し遂げるためには、グローバル展開の推進が重要であります。海外ビジネスを拡大していくためには人的リソースが不十分であると認識しております。

今後、海外ビジネスに精通した人材の確保と海外人材の採用を積極的に行い、市場環境調査や経営管理面での充実を図り、効率的な海外展開が可能となるよう経営基盤を強化してまいります。



#### 5. サステナビリティ活動の推進

当社グループは、新たに「アイウエアを通して、未来の景色を変えていく。」というサステナビリティ・ステートメントを定め、「Magnify Life」というビジョンを事業活動を通じて実現し、持続可能な社会作りと企業価値の向上を目指しております。

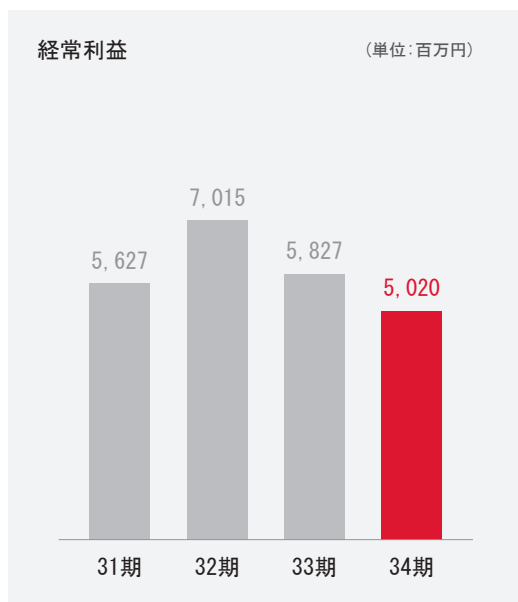
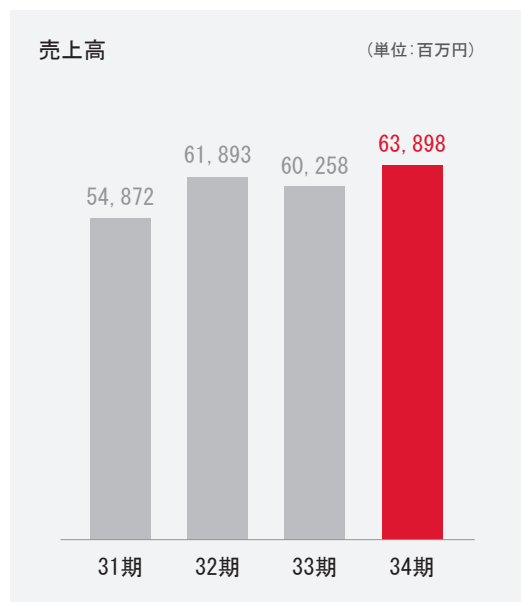
今までの取り組みを振り返ると、外部評価を踏まえれば決して十分な状況ではないと認識しております。新たなサステナビリティ・ステートメントのもと、今後取り組むべき重点領域を「環境への配慮」「クリーンな経営」「安心の製品とサービス」「サプライチェーンの労働環境整備」「ヘルスケア・イノベーション」「地域社会への貢献」の6つと定め、社会的責任を果たすとともに、持続的な社会貢献に取り組んでまいります。

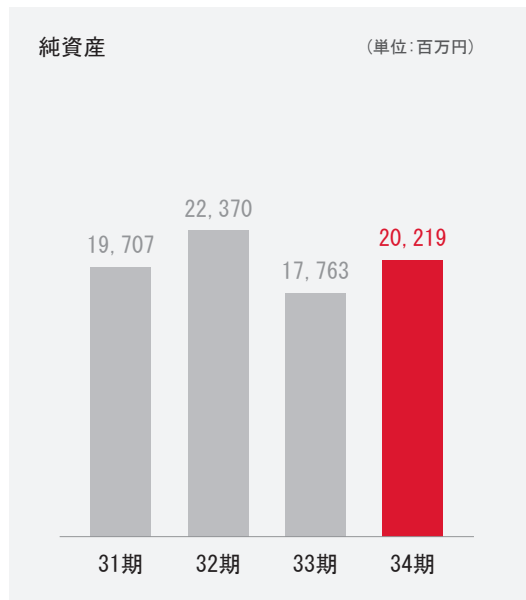
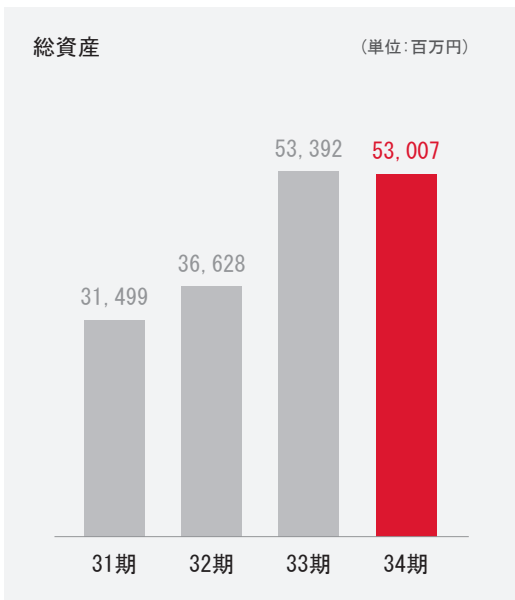
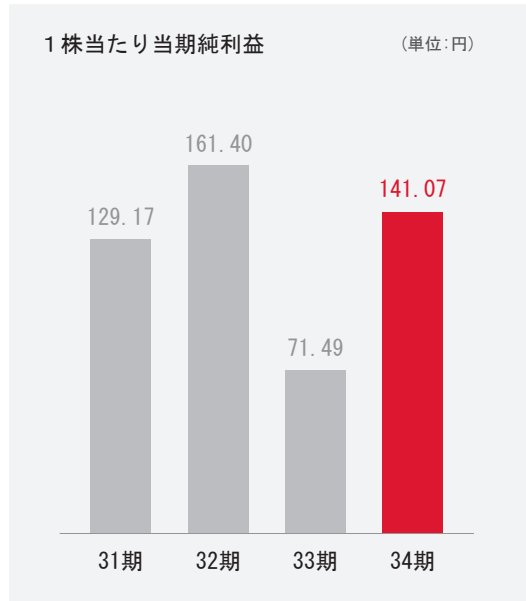
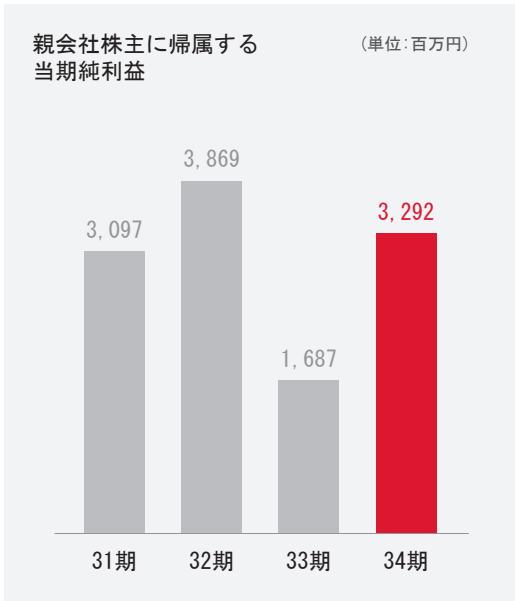


(9) 財産及び損益の状況

区 分	31期 (2018年8月期)	32期 (2019年8月期)	33期 (2020年8月期)	34期 (2021年8月期)
売上高 (百万円)	54,872	61,893	60,258	63,898
経常利益 (百万円)	5,627	7,015	5,827	5,020
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,097	3,869	1,687	3,292
1株当たり当期純利益 (円)	129.17	161.40	71.49	141.07
総資産 (百万円)	31,499	36,628	53,392	53,007
純資産 (百万円)	19,707	22,370	17,763	20,219
1株当たり純資産額 (円)	821.95	933.01	761.05	866.29

財産及び損益の状況の推移グラフ





(10) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

事業区分	事業内容
国内アイウェア事業	アイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の企画・生産・流通・販売など
海外アイウェア事業	海外におけるアイウェア（眼鏡、サングラス、その他眼鏡周辺商品）の販売など

(11) 重要な子会社の状況 (2021年8月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率 <sup>(注1)</sup>	主要な事業内容
株式会社ジンス	110,000千円	100.0%	日本におけるアイウェアの企画・生産・流通・販売
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	1,000千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
睛姿(上海)企業管理有限公司	21,570千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェア事業の統括及びアイウェアの販売
睛姿美視商貿(北京)有限公司	700千米ドル	100.0% (100.0%)	中国におけるアイウェアの販売
JINS US Holdings, Inc.	19,000千米ドル	100.0%	米国におけるアイウェア事業の統括
JINS Eyewear US, Inc.	18,980千米ドル	100.0% (100.0%)	米国におけるアイウェアの販売
JINS CAYMAN Limited	3.38米ドル	100.0%	アジアにおけるアイウェア事業の統括
JINS ASIA HOLDINGS Limited	190,432千香港ドル	100.0% (100.0%)	アジアにおけるアイウェア事業の統括
台灣睛姿股份有限公司	81,000千台湾ドル	100.0%	台湾におけるアイウェアの販売
JINS Hong Kong Limited	15,000千香港ドル	100.0% (100.0%)	香港におけるアイウェアの販売
株式会社Think Lab	100,000千円	98.4%	オフィススペースの企画・運営・管理・コンサルティング

(注) 1 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社等が所有する議決権の比率を内数で示しております。

2 株式会社フィールグッドは、2021年2月26日に清算終了しています。



(12) 主要な営業所の状況 (2021年8月31日現在)

当社	所在地
本社	群馬県前橋市川原町二丁目26番地4
東京本社	東京都千代田区富士見二丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30階

子会社	本社所在地	店舗数
株式会社ジンス	群馬県前橋市	434店舗 <sup>(注1)</sup>
吉姿商貿(瀋陽)有限公司	中国遼寧省瀋陽市	7店舗 <sup>(注2)</sup>
睛姿(上海)企業管理有限公司	中国上海市	158店舗 <sup>(注2)</sup>
睛姿美視商貿(北京)有限公司	中国北京市	5店舗 <sup>(注2)</sup>
JINS Eyewear US, Inc.	米国カリフォルニア州	6店舗 <sup>(注2)</sup>
台灣睛姿股份有限公司	台湾台北市	38店舗 <sup>(注2)</sup>
JINS Hong Kong Limited	中国香港特別行政区	6店舗 <sup>(注2)</sup>
株式会社Think Lab	東京都千代田区	2店舗

(注1) 株式会社ジンス 地域別直営店舗数

北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
12店	27店	194店	65店	68店	28店	40店	434店

(注2) 2021年6月30日現在の店舗数を記載しています。

(13) 使用人の状況 (2021年8月31日現在)

【企業集団の使用人の状況】

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,641名 [ 1,205名 ]	66名減 [ 46名減 ]

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の「外書」は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末比で66名減少していますが、主として株式会社フィールグッドの事業撤退によるものであります。

【当社の使用人の状況】

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名 [ 5名 ]	11名増 [ - ]	40.1歳	6.9年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数欄の「外書」は、臨時従業員（1年以下の有期雇用契約者である準社員、契約社員及びアルバイト、並びにパートタイマー（1日8.0時間換算））の年間平均雇用人員数であります。

(14) 主要な借入先の状況 (2021年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,248百万円
株式会社三井住友銀行	1,050百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 株式の状況 (2021年8月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数

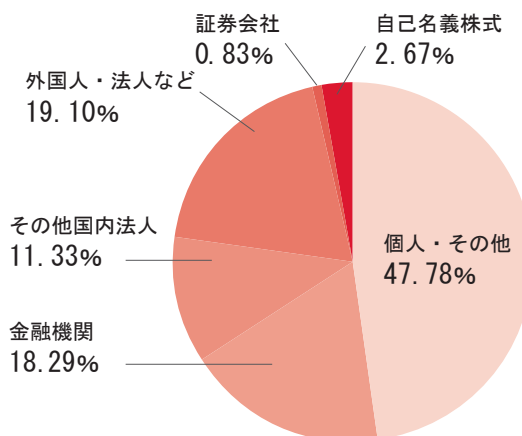
73,920,000株

### (2) 発行済株式の総数

23,980,000株 (自己名義株式639,784株を含む)

### (3) 株主数

13,858名



### (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
田中 仁	8,074,000株	34.59%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,248,100株	5.35%
合同会社マーズ	1,200,000株	5.14%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,050,100株	4.50%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	841,200株	3.60%
TAIYO FUND, L.P.	650,000株	2.78%
BNYM TREATY DTT 15	640,174株	2.74%
株式会社ジュピター	600,000株	2.57%
株式会社ヴィーナス	600,000株	2.57%
中村 豊	480,000株	2.06%

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行の持株数1,891,300株は信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分131,000株、投資信託設定分846,600株、その他信託設定分913,700株となっております。
2. 日本スタートラスト信託銀行株式会社の持株数1,248,100株は、信託業務に係るものであります。なお、これらの内訳は、年金信託設定分84,300株、投資信託設定分838,800株、その他信託設定分325,000株となっております。
3. 持株比率は自己名義株式(639,784株)を控除して計算しております。

## 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年8月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中 仁	代表取締役CEO	吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長 晴姿（上海）企業管理有限公司 董事長 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長 JINS US Holdings, Inc. CEO JINS CAYMAN Limited Director JINS ASIA HOLDINGS Limited Director 台灣晴姿股份有限公司 董事長 株式会社ジズノーマ 代表取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社 社外取締役 株式会社ジズ 代表取締役 バルミューダ株式会社 社外取締役 株式会社Think Lab 代表取締役 日本通信株式会社 社外取締役
中村 豊	取締役	吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事 晴姿（上海）企業管理有限公司 董事 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事 JINS US Holdings, Inc. CFO 台灣晴姿股份有限公司 監察人
古谷 昇	取締役	有限会社ビークル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役 株式会社メドレー 社外取締役
國領 二郎	取締役	慶應義塾大学総合政策学部 教授
有村 正俊	常勤監査役	株式会社ジズ 監査役 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 監事 晴姿（上海）企業管理有限公司 監事 晴姿美視商貿（北京）有限公司 監事
大井 哲也	監査役	TMI総合法律事務所 弁護士 株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役
太田 諭哉	監査役	株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長 税理士法人スパイラル 代表社員

- (注) 1. 取締役古谷昇氏及び國領二郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役大井哲也氏、太田諭哉氏及び有村正俊氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、古谷昇氏、國領二郎氏、大井哲也氏及び太田諭哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役太田諭哉氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役前田夏彦氏及び大野勝則氏は2020年11月26日開催の定時株主総会をもって辞任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	4名	94百万円
監査役	5名	23百万円
合計	9名	117百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2005年11月25日開催の第18回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。
2. 監査役の報酬限度額は2005年11月25日開催の第18回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
3. 取締役会は、代表取締役CEO田中仁に対し、指名・報酬委員会（代表取締役及び社外取締役で構成）からの答申の内容の範囲内で、各取締役の基本報酬の額の配分の決定を委任しており、委任理由は当社全体の業績および各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが最適と判断したためであります。
- なお、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、「(3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法」に記載の役員報酬制度に基づいて決定されることとしているため、取締役会としては、報酬等の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものと判断しております。
4. 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

## (3) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

### イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、透明性・客観性を担保するため、各職責及び貢献度を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、責任範囲の大きさ、業績及び貢献度などを総合的に勘案した固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

### ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責・在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役CEOがその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役会が諮問機関として設置した任意の指名・報酬委員会（代表取締役及び社外取締役で構成）からの答申の内容の範囲内での各取締役の基本報酬の額とする。

また、各監査役の報酬額については、監査役の協議で決定しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

【他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係】

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	古谷 昇	有限会社ビークル 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		コンビ株式会社 社外取締役	
		サンバイオ株式会社 社外取締役	
		株式会社メドレー 社外取締役	
	國領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部 教授	
監査役	有村 正俊	—	—
	大井 哲也	TMI 総合法律事務所 弁護士	同事務所との間で法務顧問契約を締結しております。当社が当該法務顧問契約に基づき、当事業年度中に同事務所に支払った報酬総額は、当事業年度の販売管理費の1.0%未満であります。
		株式会社マーケットエンタープライズ 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
		テックファームホールディングス株式会社 取締役（監査等委員）	
	太田 諭哉	TMI プライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役社長	
		税理士法人スパイラル 代表社員	

【各社外役員の主な活動状況】

区分	氏名	主な活動状況
取締役	古谷 昇	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
取締役	國領 二郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	大井 哲也	当事業年度開催の取締役会15回中14回及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	太田 諭哉	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっております。
監査役	有村 正俊	2020年11月26日就任以降に開催された取締役会12回及び監査役会11回全てに出席し、議案・審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行なっています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

【責任限定契約に関する事項】

当社は、2015年11月26日開催の第28回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- a. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約  
 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。  
 なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。
- b. 監査役の責任限定契約  
 当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。  
 なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限られます。

【社外役員の報酬等の総額】

社外役員の報酬等の総額等	人数： 7名	報酬等の額： 37百万円
--------------	--------	--------------

(注) 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

【記載内容についての社外役員の意見】

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	29百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。





連結計算書類等

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2021年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	33,205	35,104	流動負債	10,501	12,838
現金及び預金	23,206	24,667	買掛金	1,506	1,745
受取手形及び売掛金	3,794	4,484	短期借入金	2,121	1,753
商品及び製品	4,515	4,344	一年内返済予定の長期借入金	53	1,064
原材料及び貯蔵品	359	241	未払金及び未払費用	4,410	4,296
その他	1,328	1,366	リース債務	444	571
固定資産	19,801	18,288	賞与引当金	49	49
有形固定資産	8,892	9,168	未払法人税等	657	2,175
建物及び構築物	7,139	7,274	未払消費税等	1,075	844
機械装置及び運搬具	102	95	資産除去債務	—	47
工具、器具及び備品	518	535	その他	181	289
リース資産	1,078	1,064	固定負債	22,285	22,791
建設仮勘定	54	199	転換社債型新株予約権付社債	20,135	20,211
無形固定資産	2,244	2,240	長期借入金	217	294
リース資産	24	80	リース債務	380	623
その他	2,220	2,159	資産除去債務	528	517
投資その他の資産	8,664	6,879	その他	1,024	1,143
投資有価証券	1,840	687	負債合計	32,787	35,629
長期貸付金	838	759	(純資産の部)		
繰延税金資産	1,403	1,043	株主資本	20,176	18,050
敷金及び保証金	4,514	4,317	資本金	3,202	3,202
その他	67	70	資本剰余金	3,228	3,228
資産合計	53,007	53,392	利益剰余金	18,747	16,622
			自己株式	△5,002	△5,002
			その他の包括利益累計額	43	△287
			為替換算調整勘定	43	△287
			純資産合計	20,219	17,763
			負債純資産合計	53,007	53,392

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書（2020年9月1日から2021年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
売上高	63,898	60,258
売上原価	13,487	13,560
売上総利益	50,410	46,698
販売費及び一般管理費	45,361	41,080
営業利益	5,049	5,617
営業外収益	483	838
受取利息	85	45
受取手数料	49	38
受取賃貸料	7	7
還付消費税等	—	627
為替差益	222	27
補助金収入	90	0
その他	28	93
営業外費用	511	628
支払利息	162	178
社債発行費	—	90
支払手数料	5	10
不動産賃貸費用	312	313
開業費償却	—	25
その他	31	9
経常利益	5,020	5,827
特別利益	—	527
助成金収入	—	527
特別損失	647	2,674
固定資産除却損	47	161
減損損失	390	541
店舗閉鎖損失	94	55
店舗臨時休業による損失	71	1,213
事業撤退損失	—	662
その他	43	40
税金等調整前当期純利益	4,372	3,681
法人税、住民税及び事業税	1,427	2,189
法人税等調整額	△347	△195
当期純利益	3,292	1,686
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	—	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	3,292	1,687

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2021年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	前期 (ご参考)	科目	当期	前期 (ご参考)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
流動資産	17,497	18,384	流動負債	1,080	2,206
現金及び預金	14,524	14,985	一年内返済予定の長期借入金	38	1,015
前払費用	173	209	リース債務	0	42
関係会社短期貸付金	4,156	4,415	未払金	848	994
その他	636	917	未払費用	105	72
貸倒引当金	△1,993	△2,143	未払法人税等	20	21
固定資産	16,705	18,399	未払消費税等	18	30
有形固定資産	412	481	賞与引当金	14	11
建物	394	456	その他	34	17
構築物	0	0	固定負債	20,876	20,938
工具、器具及び備品	17	24	転換社債型新株予約権付社債	20,135	20,211
建設仮勘定	—	0	長期借入金	32	—
無形固定資産	1,003	960	リース債務	0	0
商標権	—	0	長期未払金	474	492
ソフトウェア	950	895	資産除去債務	233	233
リース資産	0	42	負債合計	21,956	23,144
ソフトウェア仮勘定	52	22	<b>(純資産の部)</b>		
投資その他の資産	15,289	16,957	株主資本	12,245	13,640
投資有価証券	594	597	資本金	3,202	3,202
関係会社株式	4,159	3,103	資本剰余金	3,179	3,179
関係会社長期貸付金	8,982	12,193	資本準備金	3,157	3,157
長期前払費用	5	6	その他資本剰余金	22	22
繰延税金資産	873	383	利益剰余金	10,866	12,260
敷金及び保証金	673	673	利益準備金	8	8
その他	—	0	その他利益剰余金	10,858	12,252
資産合計	34,202	36,784	別途積立金	60	60
			繰越利益剰余金	10,798	12,192
			自己株式	△5,002	△5,002
			純資産合計	12,245	13,640
			負債純資産合計	34,202	36,784

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年9月1日から2021年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	当期	前期（ご参考）
営業収益	4,037	3,761
営業費用	4,043	4,048
営業損失（△）	△5	△286
営業外収益	321	173
受取利息	190	172
為替差益	130	—
その他	0	0
営業外費用	875	1,679
支払利息	9	12
支払手数料	3	99
為替差損	—	30
貸倒引当金繰入額	850	1,536
その他	11	0
経常損失（△）	△559	△1,792
特別損失	143	40
固定資産除却損	—	0
関係会社株式評価損	100	—
その他	43	40
税引前当期純損失（△）	△703	△1,833
法人税、住民税及び事業税	14	△23
法人税等調整額	△490	35
当期純損失（△）	△227	△1,844

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年10月27日

株式会社ジンスホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジンスホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジンスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年10月27日

株式会社ジンスホールディングス  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 片岡 直彦  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 三木 練太郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジンスホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。
- 監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月27日

株式会社ジズホールディングス 監査役会

常勤社外監査役	有村 正俊
社外監査役	大井 哲也
社外監査役	太田 諭哉

以上









**J!NS**